議案第4号

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月26日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

新居浜市建築関係手数料条例(平成12年条例第14号)の一部を次のように改正する。

別表第2の54の項、56の項及び57の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表58の項事務の欄中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表59の項から61の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

別表第3の2の項事務の欄中「建築主事」を「建築主事等」に改め、同表3の項事務の欄中「建築主事等」を「検査実施者」に改める。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律及び建築基準法の一部が改正され、

法律の題名が改められたこと等による所要の条文整備を行うため、本案を提出する。